

平成 21 年 7 月 8 日

「霞ヶ関の解体」と「地域主権の実現」 “虹色に輝く日本”をつくろう

戦後の日本。これまで人口も経済も右肩上がり。霞ヶ関の大本営の下、国民一丸となって「欧米に追いつけ追い越せ」。国土の均衡ある発展を合言葉に、日本中がインフラやハコモノの「フルセット主義」。おかげで、今や世界トップクラスの経済大国。生活の利便性も飛躍的に向上。しかし、まもなく人口減少と少子高齢化が日本を覆いつくす。医療や介護、教育や雇用など国民生活の課題山積。外交、金融や物流など明確な国家戦略を描けず国際的プレゼンスも低下。

にもかかわらず、霞ヶ関は、過去の成功体験に囚われ、危機感と改革意欲を欠き、相も変わらず地方コントロールに没頭。がんじがらめに縛られた地方自治体は、疲弊する地域を目前にしながら、自らの考えで行動することができない。色で例えるなら、日本全体がどんよりした“ねずみ色”一色。このままでは日本は沈む。国も地域も沈んでしまう。今一番に変えなければならないのは、国のシステムそれ自体。国のかたちそのもの。壊れかけた旧式コンピュータでいくらプログラミングしても、いいソフトは生まれぬ。場当たり的な対処療法に過ぎぬ。

根源治療の処方箋は、システムそのものを刷新すること。今ならまだ間に合う。この国のかたち、国と地方の役割を正常な姿にする。これがあらゆる分野の改革のスタート。そもそも、日本の進むべき方向を見据え、国家の存立に関わる戦略を立てることが、中央政府の役割。これをきちんと果たしてもらうためにも、地域住民の暮らし、地域経済や文化の発展を支える役割は、地方自治体がしっかりと担う。地域のことは地方自治体に任せ、中央政府は本来の仕事に専念。互いにもたれあうことなく役割を明確に区分し、それぞれが責任を果たす。

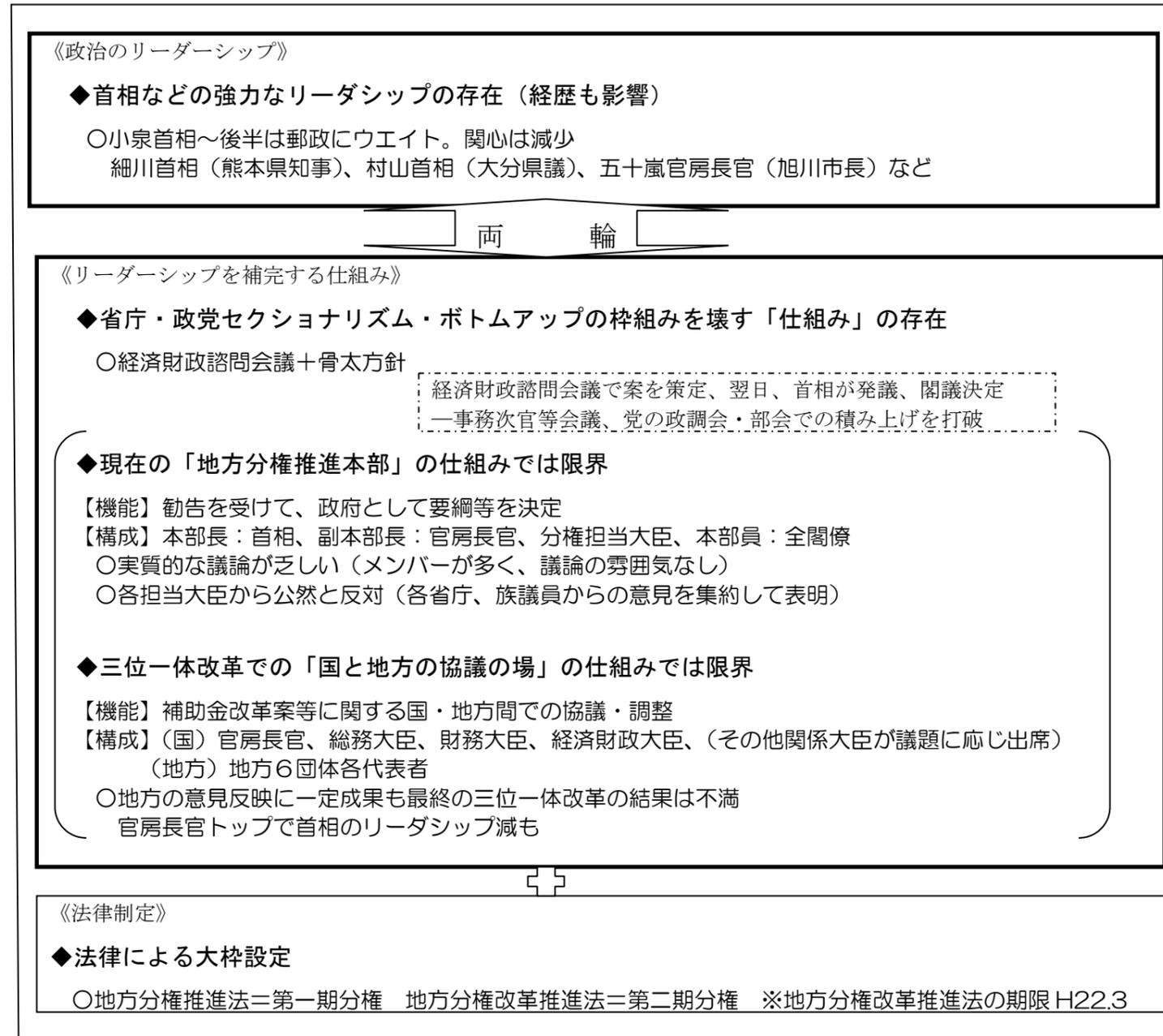
そのために、私たちは、新たな地方自治体の姿を提案する。それは、身近な行政を担う「基礎自治体」と、まとまりある圏域の広域行政を担う「道州」の二層構造。霞ヶ関からこれらの地方自治体に対し、権限と税財源を抜本的に移譲することが不可欠。全国一斉にできないというのなら、やる気と能力のある大都市を核とする圏域から実践すればよい。

これで、地方自治体は、ようやく自らの知恵と力で、地域の生き残りをかけた競争に挑むことができる。住民の暮らしを支え、経済のポテンシャル、多様な文化、美しい自然、それぞれの地域が持つ強みや個性を存分に発揮できる戦略を描き、しっかりと実行できる。そして、住民のため、地域の未来のため、何をなすのか、税をどう使うのか、借金をしてでもそれをやるのか、選挙の洗礼を受けた地方自治体の首長が、その決定と執行にしっかりと責任を持つことができる。住民は、税の使い道を厳しくチェックし、ムダや不正は徹底して排除できる。もちろん、住民にもその自覚と責任が求められる。「ニア・イズ・ベター」を徹底。

日本は、中央政府の力で確かな国家戦略を打ち立て国際社会の中で輝きを増す。地方自治体の力で、住民の暮らしを支え、それぞれの地域が個性ある鮮やかな色を発し、日本という国全体が虹色に輝く。まずは、この国のかたちを変える。「霞ヶ関の解体」と「地域主権の実現」。今そのために本気で闘うのか、私たちは、この一点を問う。

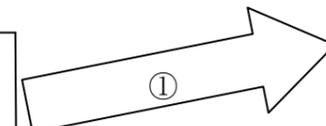
これまでの分権改革から見てくる課題

【分権改革が一定進んだ要因】

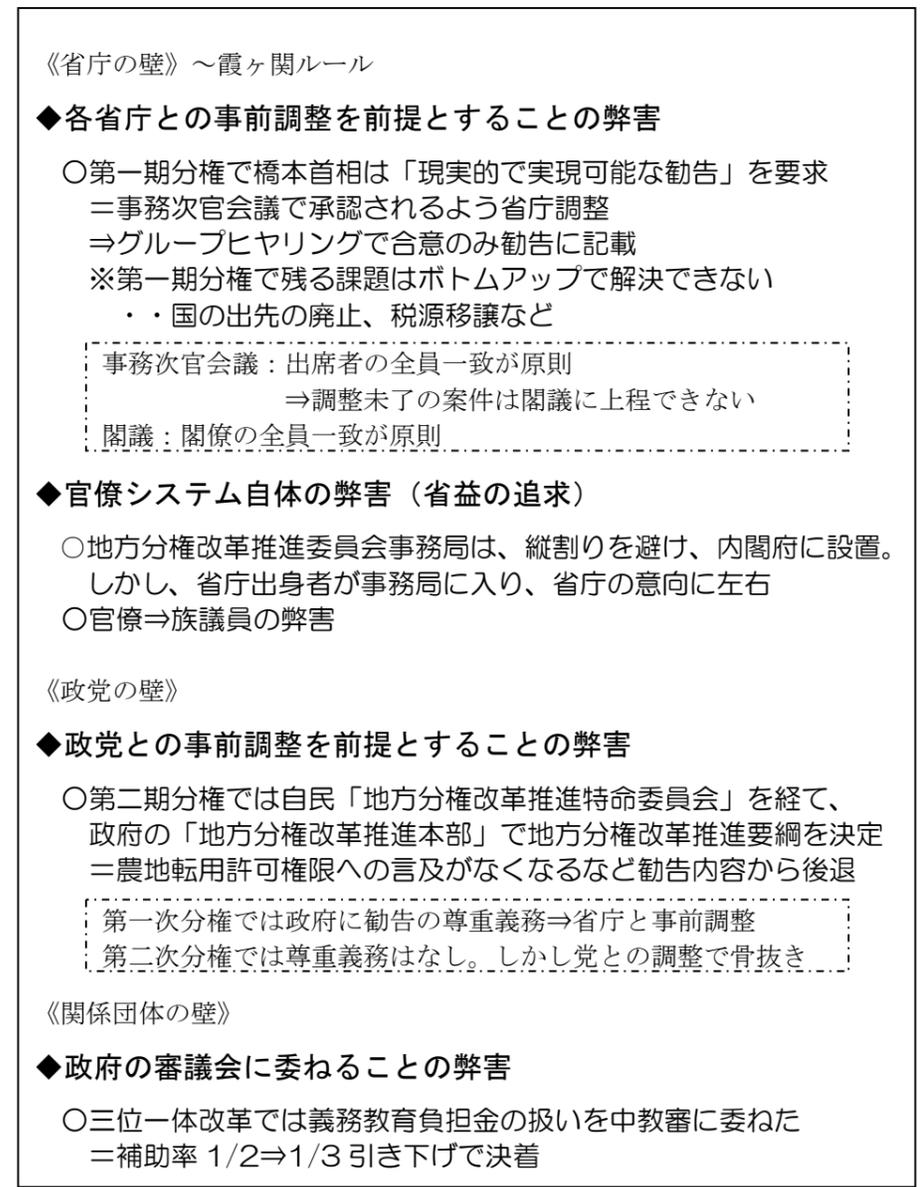


【リーダーシップとそれを補完する仕組みの充実】

☆これまでの仕組みを参考に
充実していく必要
—政府による党の制御、
官僚システム自体の改革など

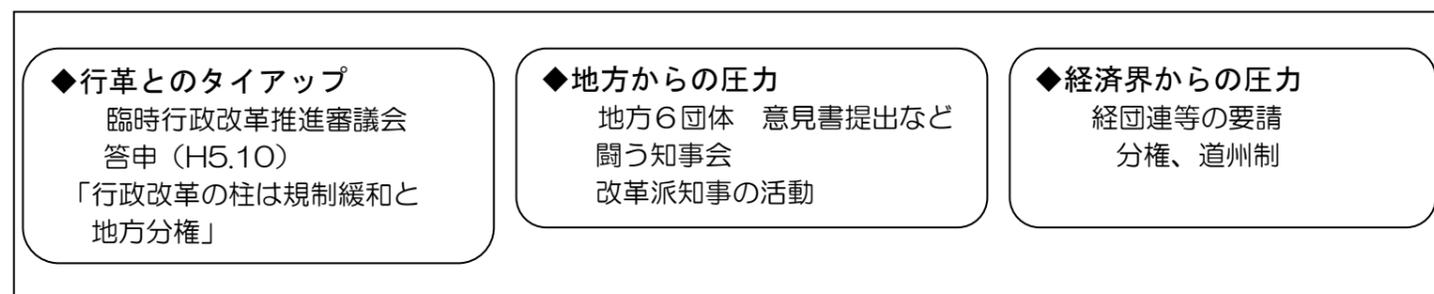


既存の壁を打破
縦割り・積み上げ



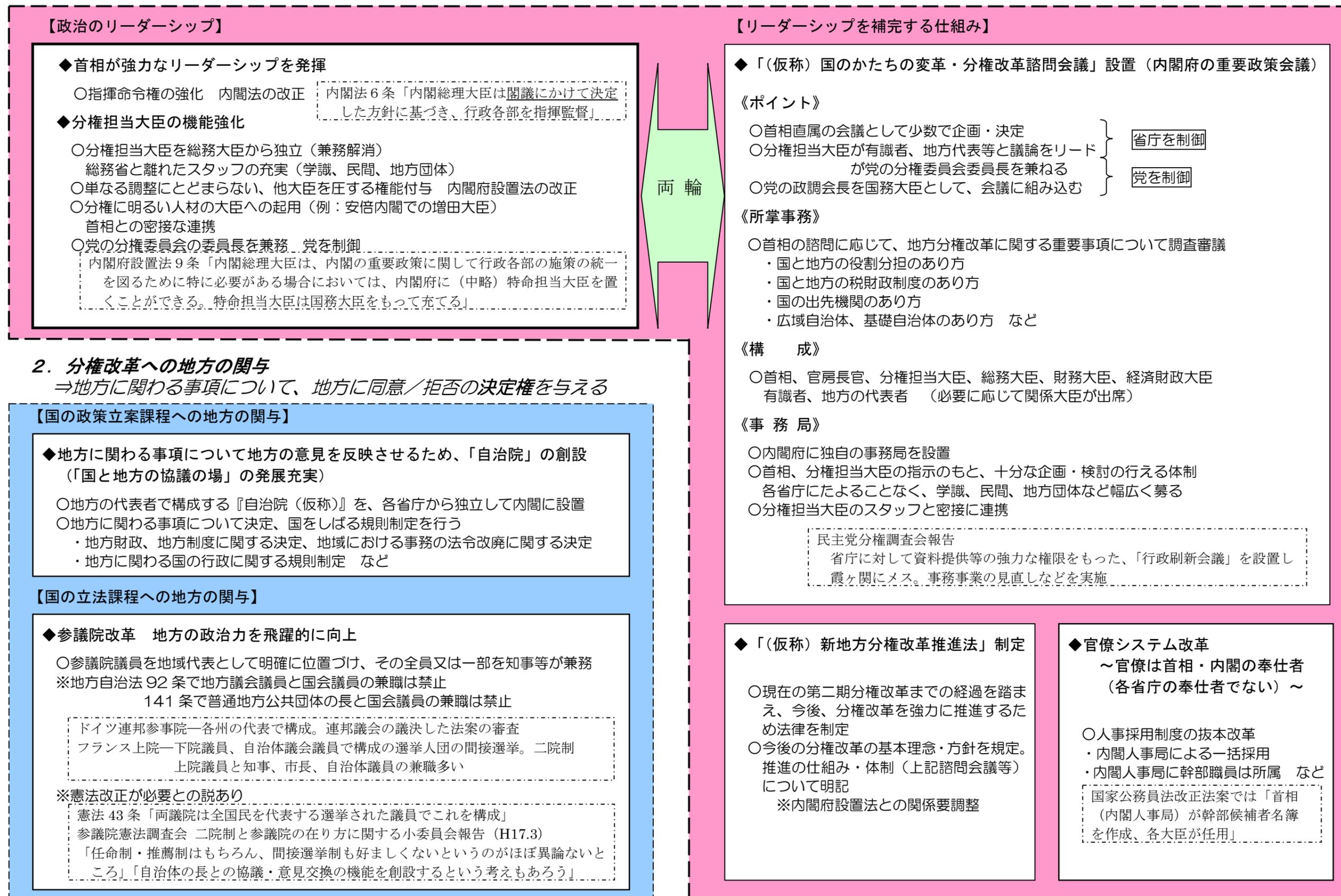
【分権改革への地方の関与】

・国の政策立案過程への地方の関与
・国の立法過程への地方の関与
を実施する必要



新たな分権改革の推進体制（地域主権の確立）

1. リーダーシップとそれを補完する仕組みの充実



地方分権の流れとマニフェスト

年月	政権	地方分権の流れ	公約・マニフェスト等
1992. 5 (平成4年)	宮沢内閣	1994. 10 「地方分権の実現に向けた政治的決意を期待する」 ・国、地方を通じた簡素で効率的な行政の実現など (日本経団連)	細川護熙、日本新党設立宣言 明治以来の集権的国家システムとその中枢にある中央官僚に根ざした巨大な構造を見直す必要
. 12			社会党 五十嵐広三 分権推進の国会決議を提案
1993 (平成5年)		地方分権の推進に関する決議 (衆議院、参議院)	
. 10	細川内閣	臨時行政改革推進審議会 (第三次行革審) 最終答申 「行政改革の柱は規制緩和と地方分権」	
1994. 9 (平成6年)		地方分権の推進に関する意見書 (地方6団体)	
. 12		地方分権推進大綱 (閣議決定)	
1995. 5 (平成7年)		地方分権推進法公布 機関委任事務の廃止を法案に明示できなかったが、国会質疑において「その他の所要の措置」に含まれると説明 (五十嵐官房長官国会答弁)	
. 7		地方分権推進委員会発足	
1996. 3 (平成8年)	橋本内閣	地方分権推進委員会中間報告	
1998 (平成10年)		「地域から変わる日本」推進会議発足 (増田岩手県知事、浅野宮城県知事、梶原岐阜県知事、橋本高知県知事)	
1999. 7 (平成11年)	小淵内閣	地方分権推進一括法の制定 機関委任事務の廃止	
2000. 12 (平成12年)		「地方行財政改革への新たな取組み」 (日本経団連)	
2001. 1 (平成13年)	森内閣	経済財政諮問会議の設置	
. 6	小泉内閣	地方分権推進委員会最終報告 補助金見直し、税源移譲 残された課題 ・分権型社会にふさわしい地方財政秩序 ・義務付け、枠付けの緩和 等	小泉総理所信表明演説 (H13.5.7) ○ 民間でできることは民間にゆだね、地方に任せられることは地方に任せる ○ 財源問題を含めて、地方分権を積極的に推進
2002. 6 (平成14年)		骨太の方針2001 ○ 地方の自立、活性化 など	
2003. 6 (平成15年)		骨太の方針2002 三位一体改革 ○ 国庫補助負担金、交付税、税源移譲を含む税源配分のあり方を三位一体で検討、それらの望ましい姿とそこに至る具体的な改革工程を含む改革案を、今後一年以内を目途にとりまとめる など	選挙公約から政権公約へ変化 従来の選挙公約とは異なり、何をいつまでにどれくらいやるか (具体的な施策、実施期限、数値目標) を明示するとともに、事後検証性を担保
2003. 9 ~2005. 2		骨太の方針2003 ○ 国庫補助負担金については、平成18年度までに4兆円を廃止、縮小 ○ 地方交付税総額を抑制し、財源保障機能を縮小 ○ 税源移譲を含む税源配分の見直し (個別事業の見直し、精査のうえ8割移譲) など	自民党「政権公約2003 小泉改革宣言」(10/14) ○ 三位一体改革の具体化 2006年度までに補助金4兆円の廃止縮小、交付税見直し、税源移譲 ○ 補助金改革 (交付金化) ○ 規制緩和、許認可権限移譲
2004. 6 (平成16年)		全国知事会長に梶原岐阜県知事「闘う知事会」	
2004. 8		骨太の方針2004 ○ 三位一体の改革 ・補助金改革 ・3兆円規模を目指した税源移譲と、その前提として地方公共団体に対し国庫補助負担金改革の具体案を取りまとめるよう要請し、これを踏まえ検討 ・交付税改革 ○ 道州制検討の本格化、「道州制特区」の推進	自民党「政権公約2004~さらに進める小泉改革」(6月) ○ 三位一体改革の推進 平成16年度からの3年間で補助金4兆円の廃止縮小、交付税見直し、税源移譲 ○ 補助金改革 (交付金化) 前提として地方公共団体に対して補助金改革の具体案を取りまとめるよう要請、これを踏まえ検討
. 9		地方六団体 「国庫補助負担金に関する改革案」	
2005. 6 (平成17年)		国と地方の協議の場 (官房長官、閣僚と地方代表が協議 14回開催。~平成17年12月)	
2006. 6 (平成18年)		骨太の方針2005 ○ 平成18年度までに三位一体の改革を確実に実現 ○ 道州制検討、道州制特区推進 ○ 地方支分部局の抜本改革 (地方への移譲・合理化)	自民党「政権公約2005」(8/19) ○ 三位一体改革の推進 当面2006年度までの三位一体改革全体像を確実に実現 (補助金廃止4兆円、税源移譲3兆円、交付税見直し) ○ 道州制導入の検討を促進 ○ 地方支分部局の抜本改革 (地方への移譲・合理化)
2006. 9 (平成18年)	安倍内閣	地方分権の推進に関する意見書「地方六団体」	
2007. 3 (平成19年)		「道州制の導入に向けた第一次提言 -究極の構造改革を目指して-」 (日本経団連)	安倍総理国会答弁 (H18.10.3) ○ 必要となる体制の整備を含め地方分権を進める ○ 関係法令の一括した見直し等により国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与、国庫補助負担金の廃止、縮小等を図る
2007. 6 (平成19年)		骨太の方針2007 ○ 地方分権改革推進委員会において、国と地方の役割分担等について検討を進め、平成19年秋に中間とりまとめ ○ 補助金、交付税、税源配分の一体的な改革に向け地方債を含め検討、地方間の税源偏在是正策、地方支分部局の抜本改革 (地方への移譲・合理化) 等 ○ 道州制の本格的な導入に向けた「道州制ビジョン」を策定	自民党「参院選に向けたマニフェスト」(6/5) ○ 道州制を国家戦略として位置づけ、究極の構造改革として推進 ○ 3年以内に「新地方分権一括法案」提出 ○ 補助金、交付税、税源配分の見直しの一体的な検討